

第 3 5 2 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関①」という。）及び公立大学法人名古屋市立大学（以下「実施機関②」という。）が、第 3に掲げる本件各異議申立ての対象となる行政文書（以下これらを「本件各対象文書」という。）を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査会における判断及び答申について

本件各異議申立ては、いずれも異議申立人が同一であるほか、各実施機関の処分の妥当性の判断において、検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審査会はこれらを一括して判断し、答申を行うこととする。

第 3 本件各異議申立てに至る経過

1 異議申立て①について

(1) 平成27年 7月22日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関①に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求①」という。）を行った。

名古屋市個人情報保護審議会の答申において、異議申立人を犯罪者扱いしてよい理由の分かるもの（平成24年度第 340号（平成24年 7月19日答申）17頁に「メールアドレスは、職務遂行のために個々の教職員に付与されていることから、これを開示すると、特定の教職員宛てに連続又は集中して電子メールを送信されるなど、当該職員の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められる。」との記載がある。個人情報の開示は、行政文書公開とは違い、個人に対するものであり、この答申の対象者は、当該異議申立人だけである。）（以下「本件対象文書①」という。）

(2) 同年 8月 5日、実施機関①は、不存在による非公開決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(3) 同年 8月11日、異議申立人は、本件処分①を不服として、実施機関①に対して異議申立てを行った。

2 異議申立て②について

- (1) 平成27年10月23日、異議申立人は、条例に基づき、実施機関②に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求②」という。）を行った。

非開示文書を存否応答拒否状態とする理由の分かるもの（平成27年10月19日付け行政文書非開示決定通知書によって、「平成22年度ハラスメント審査会に係る第1回調査委員会の議事録」を全面非開示としているが、「議事録」であれば、「表題」又は「開催日時」等を開示し、一部開示とするか、全面黒塗りでも開示すべきである。）（以下「本件対象文書②」という。）

- (2) 同年11月5日、実施機関②は、不存在による非公開決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- (3) 同年12月10日、異議申立人は、本件処分②を不服として、実施機関②に対して異議申立てを行った。

3 異議申立て③について

- (1) 平成27年12月14日、異議申立人は、条例に基づき、実施機関①に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求③」という。）を行った。

平成23年9月28日付け23市経市第95号の3「弁明意見書の写しの送付並びに反論意見書及び意見陳述申出書の提出について（通知）」は明らかに間違っている箇所があるが、いまだに訂正されない理由が分かるもの（以下「本件対象文書③」という。）

- (2) 同年12月24日、実施機関①は、不存在による非公開決定（以下「本件処分③」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- (3) 平成28年2月16日、異議申立人は、本件処分③を不服として、実施機関①に対して異議申立てを行った。

第4 各実施機関の主張

- 1 各決定通知書によると、各実施機関は、本件各対象文書を非公開とした理

由について、おおむね次のとおり主張している。

請求に係る行政文書を作成、取得しておらず存在しないため。

2 上記 1に加え、各実施機関は、弁明意見書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 異議申立て①について

ア 異議申立人は、審議会の答申に、職員のメールアドレスを開示することにより、特定の職員に連続又は集中して電子メールを送信されるなど、当該職員の業務に支障を及ぼすおそれがある旨の記載があることを理由として、審議会の答申において、異議申立人を犯罪者扱いしてよい理由の分かる文書の公開を求めている。

イ しかし、当該答申は、公表していない職員等のメールアドレスが名古屋市個人情報保護条例第20条第1項7号に規定する非開示情報に該当するか否かを判断し、その理由を示したものであり、異議申立人を犯罪者扱いしたものではない。

したがって、異議申立人が求める文書を実施機関が作成、取得する理由はなく、本件異議申立ての対象となる行政文書は存在しない。

(2) 異議申立て②について

ア 異議申立人は、平成27年10月 5日付けで、次のとおり行政文書公開請求（以下「別件公開請求」という。）を行った。

「平成22年度ハラスメント審査会に係る第 1回調査委員会の議事録（閲覧は原本）」

イ 平成27年10月19日、実施機関は、別件公開請求に係る行政文書については、実施機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められることから、条例第 7条第 1項第 5号に該当するとして、行政文書非公開決定（以下「別件処分」という。）を行った。

ウ 別件公開請求は、別件処分において対象文書を非公開としたことについて、異議申立人は存否応答拒否状態としたと解釈し、存否応答拒否状態とした根拠が記載された行政文書を求めるものであると考えられる。

エ しかしながら、実施機関においては、別件処分のとおり条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当することから非公開としたものであり、存否応答拒否状態とした事実はない。

(3) 異議申立て③について

ア 本件異議申立ては、文書不存在を理由にした非公開決定を不服として文書の公開を求めるものであるが、本件に関して、文書の間違いを訂正しないことの理由を示す文書を実施機関が作成、取得する理由はなく、異議申立人の求める文書は原決定のとおり存在しない。

イ また、異議申立ての理由として述べられている事項は実施機関に対する不満であり、文書不存在を否定する合理的な内容になっておらず、異議申立ての理由として失当である。

ウ なお、異議申立人が主張する文書に誤りがあることは事実であるが、当該文書の目的は反論意見書の提出及び意見陳述の希望についての確認であるところ、これらに対する回答は既になされており、目的は達成されていることを申し添える。

第 5 異議申立人の主張

1 本件各異議申立ての趣旨

本件処分①から③を取り消し、請求内容を満たす行政文書を特定して公開することを求める。

2 本件各異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立て①について

ア 職員のメールアドレスを開示しない理由を「メールアドレスは、職務遂行のために個々の教職員に付与されていることから、これを開示すると、特定の教職員宛てに連続又は集中して電子メールを送信されるなど、当該職員の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められる。」としている。

イ そもそも公務を行う公費で購入したパソコンで使用するメールアドレスは、当然、公務で使用するもので、個人情報でもないことから、開示

するのが当然である。不特定多数の人々が目にする行政文書公開においても、当該理由を述べるのは行き過ぎであるが、一個人だけが手にする個人情報開示において、あたかも開示請求者が条例を遵守しないことを前提とした犯罪者扱いする理由によって、開示しないのは極めて遺憾なことである。あえて例示したとするなら尚更である。

ウ したがって、「答申において、異議申立人を犯罪者扱いしてよい理由の分かるもの」の規程等があるはずなので、適切に特定の上、開示すべきである。もし不存在とすれば、実施機関（名市大）は元より、名古屋市個人情報保護審議会（事務局）は、個人情報開示者に対して、名誉棄損の謝罪をすべきであり、名古屋市のホームページに記載されている答申の当該部分を公表の上、訂正削除すべきである。

(2) 異議申立て②について

ア 平成24年 7月27日付け決定書による個人情報開示において、「平成22年度ハラスメント審査会に係る第 1回調査委員会の議事録」をあたかも存否応答拒否の如く、一部どころか全面墨塗りしたものですら開示していないが、当該公開請求対象文書が文字通りの「議事録」であれば、個人情報及び調査方法等は墨塗りであっても、最低限「表題」、「開催日時」及び「開催場所」等は公開し、一部公開とすべきである。それを全て非公開としたことは、情報公開制度の対象機関として、前提となる「透明性及び説明責任」をないがしろにしており、非公開とした対象文書は「議事録」としての体をなしているのか疑わしい。若しくは「議事録」自体不存在で、作成されていないのではないか。公の機関である名市大という組織がこのような疑義を持たれること自体、極めて不名誉なことである。

イ したがって、存否応答拒否の如く、一部どころか全面墨塗したものですら開示していない理由、すなわち名市大にはこのような隠蔽行為を合法的に行えるような規定があるはずなので、適切な当該請求に係る文書等の特定を行い、直ちに開示すべきである。

ウ 「公の機関である名市大という組織がこのような疑義を持たれること自体、極めて不名誉なことであるから、理事長自ら法令遵守に則り、適正な公開をするよう指揮を執るべきである。」と名市大理事長にも訴えたが、このように平然と諮問にかけられている。

エ 明らかに「一部公開」できる対象文書を「全面非公開」とすることは、実施機関の明らかな隠蔽行為であり、名市大の当該非違行為を正当化しようとする弁明意見書は法令違反の上塗りである。

オ 全て黒塗りの議事録はありえないが、そもそも議事録自体存在していないのではないか。

(3) 異議申立て③について

ア 貴市（市民経済局市民生活部市政情報室）においては、異議申立書及び反論意見書等の日時等について、申立者に対して訂正を強要している。

イ 一方、平成23年 9月28日付け23市経市第95号の 3「弁明意見書の写しの送付並びに反論意見書及び意見陳述申出書の提出について（通知）」は公文書の年が間違っているにも拘らず、間違いを指摘しても直す素振りもない。市民にだけ文書日時の訂正及び訂正印捺印を強要し、市職員の作成した公文書の間違いについて訂正しなくとも良しとする規定等がなければならないので、適切に特定の上、開示すべきである。

ウ 当該開示対象文書が不存在とすれば、名古屋市情報公開審査会及び名古屋市個人情報保護審議会の事務局を担当している市民経済局市民生活部市政情報室という重要な部署の方々が根拠の存在しない訂正を申立者だけに対して強要していることになり、極めて問題である。

第 6 審査会の判断

1 争点

本件各対象文書の有無が争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件各対象文書について

(1) 条例第 6 条について

ア 条例第 6 条は、行政文書の公開についての具体的な請求方法を定めたものであり、第 1 項では、行政文書の公開を請求する者は、その氏名等のほか、公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項を記載した請求書を提出しなければならないとしている。

イ 同条における公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項とは、公開請求を受けた実施機関が合理的な努力をすることにより、公開請求の対象となる行政文書を特定することができる程度の記載をいう。

ウ 行政文書の公開の請求は、請求権の行使であり、請求に係る事実関係を明らかにし、後日の紛争を防止する等手続の正確を期すため、請求は書面により行うものであるという条例の趣旨に照らせば、実施機関は、公開請求書の記載によって特定された行政文書を公開すれば足りると解するのが相当である。すなわち、公開請求書の記載から通常読み取れる文書について公開決定等すれば、実施機関の義務を果たしたといえる。

(2) 本件公開請求①から③を一見したところ、公開請求書の文言から、本件各対象文書は、以下のとおり解される。

ア 本件対象文書①について

本件対象文書①は、名古屋市個人情報保護審議会の答申において、異議申立人を犯罪者扱いしてよい理由が記載された行政文書である。

イ 本件対象文書②について

本件対象文書②は、非開示文書を存否応答拒否状態とする理由が記載された行政文書である。

ウ 本件対象文書③について

本件対象文書③は、「弁明意見書の写しの送付並びに反論意見書及び意見陳述申出書の提出について（通知）」について、明らかに間違っている箇所があるが、いまだに訂正されない理由が記載された行政文書である。

(3) しかし、異議申立人は、本件公開請求①から③に至った経緯や理由につ

いておおむね以下のとおり主張している。

ア 本件対象文書①について

(ア) 個人情報保護審議会の答申において、職員のメールアドレスを開示しない理由を「メールアドレスは、職務遂行のために個々の教職員に付与されていることから、これを開示すると、特定の教職員宛てに連続又は集中して電子メールを送信されるなど、当該職員の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められる。」としている。

(イ) 不特定多数の人々が目にする行政文書公開においても、当該理由を述べるのは行き過ぎであるが、一個人だけが手にする個人情報開示において、あたかも開示請求者が条例を遵守しないことを前提とした犯罪者扱いする理由によって、開示しないのは極めて遺憾なことである。あえて例示したとするなら尚更である。

(ウ) したがって、「答申において、異議申立人を犯罪者扱いしてよい理由の分かるもの」の規程等があるはずなので、適切に特定の上、開示すべきである。

イ 本件対象文書②について

(ア) 個人情報開示請求において、「平成22年度ハラスメント審査会に係る第1回調査委員会の議事録」をあたかも存否応答拒否の如く、一部どころか全面墨塗りしたものですら開示していないが、当該請求対象文書が文字通りの「議事録」であれば、個人情報及び調査方法等は墨塗りであっても、最低限「表題」、「開催日時」及び「開催場所」等は公開し、一部公開とすべきである。それを全て非公関としたことは情報公開制度の対象機関として、前提となる「透明性及び説明責任」をないがしろにしており、非公開とした対象文書は「議事録」としての体をなしているのか疑わしい。若しくは「議事録」自体不存在で、作成されていないのではないか。公の機関である名市大という組織がこのような疑義を持たれること自体、極めて不名誉なことである。

(イ) したがって、存否応答拒否の如く、一部どころか全面墨塗りしたものですら開示していない理由、すなわち名市大にはこのような隠蔽行為を合法的に行えるような規定があるはずなので、適切な当該請求に係る文書等の特定を行い、直ちに開示すべきである。

ウ 本件対象文書③について

(7) 市民経済局市民生活部市政情報室においては、異議申立書及び反論意見書等の日時等について、申立者に対して訂正を強要している。

(イ) 一方、「弁明意見書の写しの送付並びに反論意見書及び意見陳述申出書の提出について（通知）」は公文書の年が間違っているにも拘らず、間違いを指摘しても直す素振りもない。市民にだけ文書日時の訂正及び訂正印捺印を強要し、市職員の作成した公文書の間違いについて訂正しなくとも良いとする規定等がなければならないので、適切に特定の上、開示すべきである。

(ロ) 当該開示対象文書が不存在とすれば、名古屋市情報公開審査会及び名古屋市個人情報保護審議会の事務局を担当している市民経済局市民生活部市政情報室という重要な部署の方々が根拠の存在しない訂正を申立者だけに対して強要していることになり、極めて問題である。

(4) 上記 (3) アからウのとおり、異議申立人は本件公開請求①から③の前提となった個人情報保護審議会の答申における記述及び実施機関の行為について疑義を抱いており、当該行為等の根拠として少なくとも行政文書が存在していなければならないという思いから本件公開請求①から③を行い、本件各処分によっても疑義が解消されなかったことから本件各異議申立てを行っていることを認めることが相当である。

(5) 以上のことから、本件対象文書①から③は、上記 (2) アからウに関わらず、実施機関との間での個別のやりとりに関して行政文書を求めるものと解した上で、本件各処分が妥当であるか否かについて検討する。

4 争点について

(1) 本件対象文書①について

異議申立人は上記 3 (3) アのとおり主張していることから、本件対象文書①は、個人情報保護審議会の答申における「メールアドレスは、職務遂行のために個々の教職員に付与されていることから、これを開示すると、特定の教職員宛てに連続又は集中して電子メールを送信されるなど、当該職員の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められる。」との記述について、異議申立人を犯罪者扱いしている記述がされていることに疑問を抱き、行政文書公開制度を利用して、その点に対する回答が記載された行政文書

を求めるものと認めざるを得ない。

(2) 本件対象文書②について

異議申立人は上記 3 (3)イのとおり主張していることから、本件対象文書②は、個人情報開示請求において、非開示文書を存否応答拒否の如く、一部どころか全面墨塗りしたものですら開示しないことに疑問を抱き、行政文書公開制度を利用して、その点に対する回答が記載された行政文書を求めるものと認めざるを得ない。

(3) 本件対象文書③について

異議申立人は上記 3 (3)ウのとおり主張していることから、本件対象文書③は、市民経済局市民生活部市政情報室は、異議申立書及び反論意見書等の日時等について、申立者に対して訂正を強要しているが、市民経済局市民生活部市政情報室が送付した「弁明意見書の写しの送付並びに反論意見書及び意見陳述申出書の提出について（通知）」では、公文書の年が誤っているにも拘らず、誤りを指摘しても訂正しないことに疑問を抱き、行政文書公開制度を利用して、その点に対する回答が記載された行政文書を求めるものと認めざるを得ない。

(4) 上記 (1)から (3)のとおり、本件各対象文書は、異議申立人が抱く個別具体的な疑問に対する回答である。しかしながら、各実施機関が個別具体的な疑問に対する回答を本件公開請求①から③以前に想定して行政文書として作成又は取得することは考えにくく、本件各対象文書を作成又は取得していないとの各実施機関の主張に、特段不合理な点は認められない。

(5) また、異議申立人の主張は、本件公開請求①から③に至った経緯や実施機関に対する意見を述べているにすぎず、請求内容を満たす文書が存在すべき事情を述べるものではなく、存在をうかがわせる事情も見当たらない。

(6) 以上のことから、本件各対象文書は存在しないと認められる。

5 異議申立人はその他種々主張しているが、本件各処分の妥当性については、上記において述べたとおりであり、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 7 審査会の付言

本件公開請求①から③のように、行政文書公開請求の形式をとっているものの、その内容が、実施機関に対する質問や問合せであると認められる場合、一般的には、請求者の個別具体的な疑問に対する回答を、事前に実施機関が想定して行政文書として準備し、行政文書として保有することは考えにくいものである。

したがって、各実施機関は、請求者に条例第 6 条第 2 項に基づく補正を求めることにより、公開請求の趣旨を確認し、真に、行政文書の公開を求めるものであるのかを明らかにした上で、公開請求に係る決定等を行うべきである。

第 8 審査会の処理経過

1 調査審議までの経過

(1) 異議申立て①

年 月 日	内 容
平成27年 9月 7日	諮問書の受理
9月28日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
10月29日	弁明意見書の受理
11月10日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は 意見陳述申出書を提出するよう通知
11月18日	反論意見書の受理

(2) 異議申立て②

年 月 日	内 容
平成27年12月25日	諮問書の受理
平成28年 1月12日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
2月 8日	弁明意見書の受理
2月25日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は 意見陳述申出書を提出するよう通知
3月24日	反論意見書の受理

(3) 異議申立て③

年 月 日	内 容
平成28年 3月31日	諮問書の受理
4月13日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
5月20日	弁明意見書の受理
6月 8日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は 意見陳述申出書を提出するよう通知
6月28日	反論意見書の受理

2 調査審議以降の経過

年 月 日	内 容
令和 3年 1月22日 (第33回第 2小委員会)	調査審議
12月24日 (第44回第 2小委員会)	調査審議
同日 (第44回第 2小委員会)	異議申立人の意見を聴取
令和 4年 2月25日 (第46回第 2小委員会)	調査審議
3月31日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野木昌弘、委員 森絵里、委員 米澤孝充